

環境マネジメントシステムの適用範囲

1 環境マネジメントシステムは、以下の部署及び所属する職員等が行う事務・事業について適用する。

(1) 庁舎内

- ① 市長の事務部局（会計課を含む。）
- ② 市議会の事務部局
- ③ 教育委員会の事務部局
- ④ 選挙管理委員会の事務部局
- ⑤ 監査委員の事務部局
- ⑥ 農業委員会の事務部局

(2) 庁舎外出先機関等

- ⑦ 東根市消防本部
- ⑧ 子育て健康課（東根市さくらんぼタントクルセンター）
- ⑨ 東根公民館
- ⑩ 東郷公民館
- ⑪ 高崎公民館
- ⑫ 神町公民館
- ⑬ 大富公民館
- ⑭ 小田島公民館
- ⑮ 長瀨公民館

※なお、本庁舎に事務局がなく、教育委員会・その他の権限の出先機関は、環境マネジメントシステム（EMS）の運用上、直接管理できないので除く。ただし、職員は全員、環境教育研修等を受けるものとし、各事務・事業の中で環境保全活動・環境教育活動に協力するものとする。

2 環境マネジメントシステムは、以下の施設（略称は記載の通り）について適用する。（以下、「庁舎等」という。）

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| (1) 東根市本庁舎（市庁舎） | 山形県東根市中央一丁目1番1号 |
| (2) 東根市庁舎車庫（車庫） | 山形県東根市中央一丁目1番1号 |
| (3) 東根市消防本部（消防本部） | 山形県東根市大字東根甲7057番地の25 |
| (4) 東根市さくらんぼタントクルセンター（タントクルセンター） | 山形県東根市中央一丁目5番1号 |
| (5) 東根公民館 | 山形県東根市本町6番1号 |
| (6) 東郷公民館 | 山形県東根市大字野川1184番地の1 |
| (7) 高崎公民館 | 山形県東根市大字観音寺2167番地の2 |
| (8) 神町公民館 | 山形県東根市神町東四丁目4番8号 |
| (9) 大富公民館 | 山形県東根市大字羽入723番地 |
| (10) 小田島公民館 | 山形県東根市大字郡山672番地 |
| (11) 長瀨公民館 | 山形県東根市大字長瀨1259番地 |

3 環境マネジメントシステムは、本市から委託されて庁舎等で業務を行っている委託業者、並びに、市の許可を得て庁舎等を使用している各種団体に対しては、システムの趣旨を伝達・指導し、協力団体として取り扱う。